

令和4年度 事業報告

今年度の事業収入は4,255万円で、昨年度と比較し約444万円増加しておりますが、令和3年度長期相続調査の収入1,570万円が含まれております。支出は4,523万円で268万円の赤字となりました。これは、事務所移転経費270万円の支出の為に考えられます。次年度への繰越は651万円となっております。

国土交通省（秋田河川国道事務所、能代河川国道事務所、湯沢河川国道事務所、鳥海ダム工事事務所）の入札額は1,560万円でありましたが、受託収入は1,310万円と失速しており、特に秋田河川国道事務所と能代河川国道事務所では入札額の半額程度となっております。

また、法務局の長期相続未了土地解消作業の受託件数が昨年度の半数の200件であったことも収入減につながっております。これは昨年度までの法務局での事件処理が滞っており、その解消のため対象戸数が少なくなっております。ほかに、秋田県関係218万円と市町村関係300万円が主な事業収入です。

令和2年からの新型コロナ感染のおそれから、しばらくの間市町村等官公署への啓発活動及び研修会は実施できませんでしたが、今年度は令和4年12月に横手市京屋社員の協力のもと伊藤理事長及び志田副理事長が、横手市役所、横手地域振興局へ訪問し啓発活動を行っており、令和5年3月には由利本荘市へ星理事と志田副理事長が啓発活動を行っております。

また潟上市より当協会の活動について調査訪問があり、専務理事が対応いたしました。令和5年度以降に委託契約をし、業務委託出来るよう対応したいと考えております。

近年、協会の会員は30数名で推移しておりますが会員の増加が必須となります。令和4年度は2名の加入があり、1名の退会がありました。長期相続登記の解消には長時間の作業が必要であり、内容も複雑化しておりますので新入会員の募集や加入の要請を行っていただきたい。

受託収入の堅調な推移は、社員一同の公共嘱託登記を通じて長い間に培った信頼と感謝の成果であると確信しております。